

令和 8 年度指定管理者選定予定施設
サウンディング型市場調査(官民対話)

実施要領

令和 7 年 8 月

福岡市総務企画局

1 はじめに

現在、福岡市では、民間の専門的な技術やノウハウを活用したサービスの向上や経費縮減などを図る目的で、多くの施設で指定管理者制度を採用しております。

しかしながら、制度導入から15年以上経過し、制度を取り巻く環境も当初から大きく変化していることから、効果的な制度運用に向けた見直しを検討しています。

今回はその一環として、より多くの民間事業者に参加いただき、市民サービスの効果的・効率的な提供につなげることを目的として、令和8年度に指定管理者の選定を予定している施設について、サウンディング型市場調査(官民対話)を実施いたします。

サウンディング型市場調査の主な目的は、次の3点です。

- ① 市場性の把握(民間事業者の参入意欲がどの程度あるか)
- ② 参入しやすい公募条件の設定
- ③ 自由かつ魅力的な提案の収集

まずは、民間事業者の皆さまに施設の運営についての現状や課題などを知っていただき、そのうえで、皆さまからの施設の運営や公募条件に関するご意見・提案・質問や、施設の効率的な運営、施設の魅力向上、市民サービスの向上などに関するご意見・提案をいただきたいと考えています。

皆さまの積極的なご参加、提案をお待ちしております。

サウンディングは、事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、**直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等**を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法である。

また、事業の検討の段階で**広く対外的に情報提供することにより**、当該事業に対する**民間事業者の理解の促進や参入意欲の向上**を期待するものである。
(国土交通省地方公共団体のサウンディング型市場調査の実施手引きより)

2 調査の内容

(1) 対象施設

今回のサウンディングの対象とする施設は次のとおりです。

No	施設の名称	市担当部署	
		市民局	公民館支援課
1	福岡市地域交流センター（和白）	市民局	公民館支援課
2	福岡市地域交流センター（博多南）	市民局	公民館支援課
3	福岡市立中央市民センター	市民局	生涯学習課
4	福岡市立南市民センター 福岡市塩原音楽・演劇練習場	市民局 経済観光文化局	生涯学習課 文化施設課
5	福岡市立地区体育施設 （東体育館・西体育館）	市民局	スポーツ施設課
6	福岡市立地区体育施設 （博多体育館・南体育館）	市民局	スポーツ施設課
7	福岡市立地区体育施設 （城南体育館・早良体育館）	市民局	スポーツ施設課
8	福岡市ももち体育館	市民局	スポーツ施設課
9	福岡市リサイクルプラザ （福岡市西部3Rステーション）	環境局	ごみ減量推進課
10	福岡市営住宅	住宅都市みどり局	住宅管理課

※10 福岡市営住宅については、令和9年度選定予定施設になりますが、民間事業者との対話を踏まえての募集内容とするため、今回のサウンディングに参加をしております。

(2) 対象施設の概要

対象施設の概要については、本要領と合わせて公表しております施設の概要資料をご確認ください。

(3) 調査の対象者

当該施設の管理・運営に関心のある法人等とします。個人の方は参加できません。

(4) 意見・提案・質問

今回、ご意見等をいただきたい内容は、次の項目とします。個別の項目についてのみでもかまいません。

対話をスムーズに実施できるように、申込者には事前に「事業説明資料」、「参考資料」、「対話シート」を送付いたします。送付した資料をご確認いただき、「対話シート」へご意見等を記載のうえ、提出をお願いします。

内容
1 対象施設の管理・運営への参画意欲や民間事業者のニーズ
2 民間事業者から見た対象施設の課題やポテンシャル
3 事業へ参画するための条件及び課題
4 対象施設の公募に関すること ・公募条件(応募資格、仕様書、審査方法など) ・指定期間 ・その他、事業者の参画を促進するための公募方法の提案など
5 対象施設の民間ノウハウを活用した市民サービスの向上に関すること ・対象施設の自主事業の取扱いについて ※1 ・利用料金制度の導入について ※2 ・インセンティブ制度について ※3 ・その他、市民サービスの向上につながる提案
6 対象施設の効果的・効率的な管理運営について ・経費縮減、歳入確保のための効果的な取組み ・モニタリングの実施方法について ※4 ・その他、効果的・効率的な管理運営に向けての提案

※1 自主事業

市が指定管理者に実施を求め基本協定書に位置づけ実施する管理運営業務とは別に、指定管理者の責任において自主的に企画・実施する事業で、サービスの向上に寄与すると市が判断し実施を認める事業。

※2 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項に基づき、公の施設の利用に係る料金を、当該施設を管理する指定管理者の収入として収受させることができるもの。公の施設の管理運営に当たって、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、本市及び指定管理者の会計事務の効率化を図る目的とする。

※3 インセンティブ制度

サービスの維持・向上や指定管理者の意欲のさらなる向上のために、当該指定管理業務における優れた実績等に対するインセンティブを付与する制度(モニタリング評価結果の指定管理料等への反映、次回選定への反映など)

※4 モニタリング

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等に定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、指定管理業務の実施状況を、①点検(各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認)し、②評価(指定管理者の自己評価、市による評価、評価委員会による評価)を行うこと。

福岡市では、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアル」において実施についての基本事項を定め、各施設所管課において具体的な実施方法を定め、モニタリングを行っている。

3 調査のスケジュール

(1) 参加申込

【受付期間】 令和 7 年 8 月 21 日(木)～令和 7 年 9 月 16 日(火)

【申込方法】 様式1「参加申込書」を電子メールで提出してください。
後日、「事業説明資料」、「参考資料」、「対話シート」を
申し込みいただいたメールの宛先に送付いたします。

【提出先】 kpppc-01@k-uip.co.jp（事務局宛）

※電子メールの件名を「サウンディング参加申込み(代表法人名)」としてください。

(2) 対話シートの提出

【受付期間】 参加申込後～令和 7 年 9 月 19 日(金)

【提出方法】 参加申込後に送付します「対話シート」を電子メールで
提出してください。提案内容について、参考資料がある場合は、
合わせてご提出ください。
なお、データ容量が大きい場合(目安40MB 以上)は、
電子メールを受信できない場合がありますので、
事前にご確認いただくか、データを分割して送信してください。

【提出先】 kpppc-01@k-uip.co.jp（事務局宛）

※電子メールの件名を「サウンディング参加申込み（代表法人名）」としてください。

(3) 対話の実施(原則、対面で実施)

次のとおり、対話を実施します。日程等は、参加申込受付後に個別に調整します。

【実施日】 令和 7 年 9 月 29 日(月)～令和 7 年 10 月 3 日(金)

【実施方法】原則、対面で実施。

※詳細な日程・設定等は、後日、参加者にご連絡します。

【対話時間】原則、参加事業者ごとに 30 分を目安に実施。対話には、各施設の
市担当者が参加します。
また、対話時間は、対話を行う施設数や提案いただいた内容に応じて、
個別に時間を調整します。

【対話内容】 ○ 事業への参画意欲やニーズ
○ 施設の課題やポテンシャル
○ 事業へ参画するための条件及び課題
○ 提案内容
○ 期待される事業効果
○ 提案内容を実現するための条件及び課題 など

- ※ 対話がスムーズに行えるように、事前に提出していただく「対話シート」の内容をもとに、対話を進めていく予定としています。
- ※ 各施設に共通する一般的なご質問については、後日、結果概要資料の中で回答させていただきます。
- ※ なお、本要領に関係のない提案など、本調査の趣旨以外の内容について提案・質問があった場合は、当該参加事業者に対する対話を実施しない場合があります。

(4) 実施結果の公表(令和 7 年 12 月中予定)

サウンディング調査の実施結果については、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮し、意見交換の概要のみ福岡市ホームページ「指定管理者制度」に公表させていただきます。なお、参加事業者の名称は非公表とします。

また、いただいた質問の中で、一般的なものや共通するものについては、実施結果の公表の中で、回答させていただきます。

4 留意事項

- 本調査に要する費用の弁償及び報酬の提供はありません。
- 提供する資料は、本調査に関わる検討以外の目的で使用してはなりません。
また、本調査の参加者は当該資料及び本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- 本調査の参加者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「本条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- 対話方式のヒアリング以外に、別途、電子メール等による継続的な対話をお願いすることがあります。
- 本調査で意見・提案いただいた内容は、令和 8 年度に実施を予定している指定管理者の選定(公募)方法や各施設の管理運営方法、制度の見直しなどを検討する際の参考としますが、必ず反映されるものではありません。
- 本調査への参加実績が、指定管理者の選定にあたっての公募の際に優位性を持つものではありません。また、本調査で意見・提案いただいた内容については、公募に際して提案の義務を課すものではありません。
- 本調査の参加者で、個別対話を辞退される方は、様式2「辞退届書」を参加申込書の提出先に電子メールで提出してください。

5 参考情報

- 福岡市の指定管理者制度に関すること（福岡市ホームページ「指定管理者制度」）
URL
https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikanrisyaseido.html
- その他施設の情報については、各施設のホームページもご参照ください。

6 連絡先

- (事務局)参加申込書等の提出、個別対話の日程調整の実施など
株式会社 産学連携機構九州 九州 PPP センター
担当:松崎(まつざき)、近田(こんだ)
TEL:092-834-2388
E-mail:kpppc-01@k-uip.co.jp
- 今回のサウンディングの実施目的、指定管理者制度全般に関すること
担当:福岡市総務企画局人事部組織定数課
TEL:092-711-4432
E-mail:shiteikanrishaseido@city.fukuoka.lg.jp
- 福岡市地域交流センター（和白・博多南）（対象施設 No.1・2）
担当:福岡市市民局市民公民館支援課
TEL:092-711-4654
E-mail:kominkanshien.CAB@city.fukuoka.lg.jp
- 福岡市立中央市民センター、福岡市立南市民センター
・福岡市塩原音楽・演劇練習場(対象施設 No.3・4)
担当:福岡市市民局生涯学習課
TEL:092-711-4655
E-mail:shogaigakushu.CAB@city.fukuoka.lg.jp
担当:福岡市経済観光文化局文化施設課
TEL:092-733-5113
E-mail:bunkashisetsu.EPB@city.fukuoka.lg.jp

- 福岡市立地区体育施設に関すること(対象施設 No.5～8)
担当:福岡市市民局スポーツ施設課
TEL:092-711-4099
E-mail:sports-shisetsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

- 福岡市リサイクルプラザ（福岡市西部3 Rステーション）(対象施設 No.9)
担当:福岡市環境局ごみ減量推進課
TEL:092-711-4039
E-mail:gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp

- 福岡市営住宅(対象施設 No. 10)
担当:福岡市住宅都市みどり局住宅管理課
TEL:092-271-2551
E-mail:j-kanri.HUPB@city.fukuoka.lg.jp